

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年4月15日認可した。

平成22年4月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市川島土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）前浴農道地区
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）萩之池地区
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神崎池4号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神崎池6号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）橘池1号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）赤池下池地区
”	単独市費補助土地改良事業（農道事業）一里山地区